

4 神前地区の防災体制

(1) 組織体制

組織名称等	地区の状況		
	役員	委員	
神前地区 自主防災協議会の 組織体制	会長	各町自治会長	
	副会長 2名	各町自主防災隊長又は代表	
	減災アドバイザー	四日市市消防団神前分団長	
	総務部長	神前地区社会福祉協議会長	
		神前地区民生委員児童委員連絡協議会長	
		四日市市交通安全協会神前支部長	
		神前地区女性防災隊役員	
		神前地区災害対策本部減災アドバイザー	
		神前地区災害対策本部総務部長	
		神前地区災害対策本部各班長	
指定避難場所	施設名	電話番号	備考
	神前地区市民C	059-326-2751	
	神前小学校	059-325-2080	
	三滝中学校	059-325-2088	
	四日市中央工業高校	059-326-3100	
	四日市商業高校	059-331-7956	
避難経路	各町防災マップのとおり		
緊急時の 連絡先	連絡先		電話番号
	四日市市役所（危機管理室）		059-354-8119
	四日市市役所（災害対策本部）		059-354-5234
	神前地区市民センター		059-326-2751
	三重北消防指令センター（緊急時119）		059-325-3119
	中消防署中央分署		059-325-4717
	四日市市消防団神前分団		059-326-7606
	神前駐在所		059-326-3170
	三重県県土整備部県土整備総務課		059-224-2652
	四日市市上下水道局		059-354-8356
	中部電力四日市営業所		0120-985340
	東邦ガス四日市営業所		059-353-9151
	NTT西日本		0120-059235
	日本道路交通情報センター		059-3369-6624
	三重交通四日市営業所		059-323-0808
その他 特記事項			

* その他、「神前地区自主防災協議会規約」及び「神前地区災害対策本部・避難所運営マニュアル」等に定めるとおり)

(2) 組織間の連携

大規模災害の発生時には一つの地域だけでなく周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、周辺の自主防災組織をはじめとし、あらゆる防災関係機関や防災関係諸団体と災害時のみならず平常時においても連携を図る必要がある。

(別添1「神前地区防災関係体系図」参照)

ア 自主防災組織間の連携

神前地区の自主防災組織は、身近な地域の組織として各町自治会単位で結成されているが、近隣の自主防災組織間と連携し、普段から災害時に相互に協力し合える体制を築いておく必要がある。

このため、こうした連携を図るために神前地区自主防災協議会が設置されており、日常から近隣の自主防災組織との相互の応援協力体制や情報交換により交流を図ることで、各自主防災組織の長所や短所を補い合い、地域間の防災活動の格差の解消等の効果が図られる。

イ 消防団及び公設消防、自治体との連携

大規模災害が発生した際の自主防災組織の活動は、地域の様々な組織や団体との連携が必要であるが、中でも四日市市消防団神前分団との連携が重要である。

消防団は地域に根ざした消防防災機関として、要員動員力及び即時対応力に優れ、消防防災に関する専門知識及び技術を有し、地域の防災力として大きな役割を果たしている。このことから、初期消火や応急手当、救出救護などの防災知識・技術を身に着けるためのアドバイザーとして日頃から交流を図り、ともに地域を守る組織として協力し合うことが求められる。

また、公設消防や自治体と連携することは、平常時において防災に関するアドバイスを受けるだけでなく、災害時においても情報収集するうえで重要となる。

ウ その他地域の様々な団体等との連携

地域防災力の向上には、次に掲げる地域の様々な団体と連携して幅広い活動を展開することによって、地域社会とのつながりを強める必要がある。

(ア) 社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉団体等 → 「避難行動要支援者対策」

避難行動要支援者対策は、地域内の対象者がどこに住んでいて、災害時に避難する際にどのような支援が必要であるか、事前に把握しておくことが重要である。

そのためには、対象者と普段から接する機会の多い社会福祉協議会、民生・児童委員や福祉ボランティア等の福祉関係諸団体との信頼関係を生かした連携を図ることが重要である。

なお、把握した対象者の情報については、絶えず最新情報として更新管理し、地域の支援団体等と共有しておく必要があるが、個人情報の取扱いには十分配慮する必要がある。

また、看護師、介護福祉士等の保健・医療・福祉の専門職や経験者といった専門知識・技術を持った地域の住民を把握しておくことも必要である。

(イ) 教育委員会・学校等 → 「避難所開設・運営」

避難所に学校が指定されているケースがほとんどであることから、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校と市町村及び自主防災組織が十分連携して行う必要がある。

(ウ) 女性防災隊 → 「避難所運営、防災活動支援」

家庭の主婦等を中心に組織された女性自主防災組織については、平日の昼間における防災活動支援や平常時の防災啓発活動への参画に加えて、特に大規模災害時の避難所運営に際して、給食（炊き出し）活動や女性避難者に対する女性目線での避難所運営が重要となっていることから十分に連携を図る必要がある。

(エ) 民間企業（事業所） → 「物資、資機材等の協力（応援協定）」

災害時に地域の一員として企業（事業所）の応援・協力が得られれば、効果的な防災活動を行うことができる。具体的な連携としては、事業所の保有する物資や資機材の供給や輸送、避難所としての用地活用、救出・救助及び道路障害物の除去活動のための工具類・重機車両などの支援協力がある。

なお、地域内の連携可能な事業所を事前に把握し、協力できる活動内容等について応援協定を締結するなど、あらかじめ申し合わせておく必要がある。

(オ) 医療機関 → 「応急手当、応急救護要請」

災害時には多数の傷病者の発生が予想されることから、自主防災組織としては、明らかに軽傷と判断できる負傷者等の応急手当や応急救護所開設への協力を行う必要がある。

このため、地域内における医療機関の応援・協力要請を図ることで、スムーズに応急手当や応急救護所への搬送を行うことができる。

(カ) 災害ボランティア、NPO等 → 「ボランティア活動の受け入れ」

災害応急活動が収束した後は、被災地の生活復旧・復興や避難所でのお手伝いなど、災害ボランティアの活動が期待される。

しかし、土地勘のないボランティアに対しては、的確に作業内容等を伝達・依頼する必要があり、受け入れるためにはお互いの意思疎通を図る必要がある。

このため、地域事情に詳しい自主防災組織が行政機関と連携して、地域の被害状況や必要な活動の情報などを、十分に伝達し、緊密に連携を図る必要がある。